

## 一八世紀におけるライオン織維工業の展開と

### 『営業の自由』の前提条件（二）

川 本 和 良

まえおき。

一、一八世紀における農民層分解の地域的類型。

二、小商品生産者層の成立と『営業の自由』。——以上前号——

三、ヴッパー・タールとニーダー・ラインにおけるマニユファクチュアの形成と『営業の自由』。

Ⅰ ヴッパー・タールにおける織維工業の展開とマニユファクチュアの形成。

Ⅱ ニーダー・ラインにおけるマニユファクチュアの形成と『営業の自由』。

四、あたらしい問屋制の形成と『営業の自由』。

Ⅰ ライエン家とクレフェルト絹織物業。

Ⅱ シャイブラー家とモンシャウ毛織物業。

むすび。

三二 ヴッパー・タールとニーダー・ラインにおける

マニユファクチュアの形成と『営業の自由』

一八世紀、ライン地方においては、一般的に小商品生産者層の成立をみ、これが中世都市のツンプト規制を堀

り崩す原因となり、『営業の自由』の前提条件を創出しつつあった。ところで、小商品生産者層の一般的成立は、生産諸条件の相違ゆえに、競争を通じてこれらの分解を生起する。一八世紀ライン繊維工業においても、ひとしく農村工業の展開を前提としながら、そこに二つの質的に異った分解を生じるのを認める。一つは、小商品生産者層が兩極分解をとげマニユファクチュアの形成がみられるヴッパー・タールとニーダー・ラインの麻・綿交織業のばあいであり、いま一つは、商人が小商品生産者を把握して、あたらしい問屋制を形成したクレフェルト絹織物業とモンシャウ毛織物業のばあいである。

さて、従来のライン史研究をかえりみるとき、一八世紀をライン経済興隆期と特徴づける説、またはその裏づけのために利用される工業史、家族史等の研究は、いづれも問屋制度↓工場制度の発展序列を措定し、問屋制度に経済発展の推進力を求め、マニユファクチュア検出の視点をまったく欠いていた。(1) われわれは、ヴッパー・タールとニーダー・ラインにおけるマニユファクチュアの形成、ならびにクレフェルト、モンシャウでのあたらしい問屋制の形成について考察し、両者の市場構造と『営業の自由』にたいしても、たゞ意義を検討したいと思う。

(1) A・トッソンは、ライン工業の研究にさいして、手工業経営(Handwerkmissiger Betrieb)↓家内工業経営(Hausindustrieller Betrieb)↓工場経営(Fabrikbetrieb)という発展序列を措定し、アーヘン毛織物業、クレフェルト絹織物業、ニーダー・ライン綿織物業がそれぞれに照応すると述べ(A. Thum, a. a. O. Theil I, S. 1~3)。また、V・ブレットは、バウムレン紡織業の発展を考察するにさして、家内仕事(Hausfleiß)↓賃仕事(Lohnwerk)↓価格仕事(Preiswerk)↓問屋制度または家内工業(Verlag od. Hausindustrie)↓工場制度(Fabrik)の発展序列を措定し、この基準にもとずいて叙述している(V. Brettl, a. a. O. S. 1~9)。さらに、M・バルクハウゼンは、ライン経済興隆の基礎をつぎのように説明する。「家内工業がつねに支配的な生産形態である。数世紀の進歩は、商人または問屋が生産の決定的な切断面を把握し、か

れが工場主になったことにあり、かれら自身が生産物の販売を引受けたので、逆に熟練した営業者が興隆した。……家内工業のシステムが、営業の自由と結合して興隆を容易ならしめた」（傍点―引用者）と（M. Barkhausen, *Der Aufstieg usw.* S. 167~168.）

このように、従来のライン史研究は一致して問屋制度に経済発展の推進力を求めている。したがって、マニユファクチュアの検出は非常に困難な作業となる。そこで、この作業は、それら叙述のうちで問屋制度の枠からはみでたものを注意深く検討することにより果されねばならない。

なお、それら叙述のなかで、しばしば『マニユファクチュアと工場』という用語がでてくるが、この用語は、われわれのいうマニユファクチュアないし工場制大工業（『産業資本』とは異った内容をもつばあいが多いことに注意しなければならぬ）。「マニユファクチュア」それ自身は帳場と倉庫からなっており、製造所はなお完全に欠除していた」（W. Kollmann, a. a. O. S. 15.）との叙述から明らかのように、商業資本を指しているばあいが多くからである。

## I ヴッバー・タールにおけるマニユファクチュアの形成

ヴッバー・タールにおける最初の繊維工業は燃糸漂白業であり、一八世紀後半に繁栄する多様な紡織業はこの漂白業から分出した<sup>(1)</sup>。

(1) V. Bredt, a. a. O. s. 44. *Die Stadt Elberfeld*, s. 117. s. 137. *Hundertjahre Vorwerk & Sohn*, s. 9.

(1) **燃糸漂白業** 一五世紀中葉、分割相続による土地細分化と人口増大により、ヴッバー・タール農民は副業を必要とするようになった。ヴッバーの水はカルクを豊かに含み、漂白に適している。くわえて、多くの細流があり、漂白場への水の供給が容易である。この自然条件を利用して燃糸漂白業が興ってきた<sup>(2)</sup>。ここでは亜麻栽培が不可能であったので、麻燃糸はビーレフェルト、ヒルデスハイム、ヘッセン・カッセル等のいわゆる『ガランラント』から購入し、漂白後、ドイツ諸邦、イギリス、フランス、とりわけ一六世紀にはオランダに販売され

た。<sup>(3)</sup>

一六世紀初頭、漂白麻擦糸の国際的な過剰生産が生じたため、一五二七年に擦糸漂白ツンフト (“Garnahrung”) が結成された。その主な内容は、(i) ベルク公ヨハン三世に八六一金グルデンを支払い、ベルク内での漂白業と精紡業ツンフトの独占、(ii) 加入条件は、外国商人の支配を防ぐため、「自己の適当な貨幣額、土地と信用」 (“eigenem, properem geld, gut und glauben”) を<sup>(4)</sup>者で、土着の者は半金グルデンの加入金、流入者は四金グルデンの支払い、(iii) 各人年一、〇〇〇ツンフト以上の營業用擦糸の漂白と、一台以上の紡車ツワールン・ラット所有の禁止、(iv) 擦糸を濡らす期間は毎年三月一五日から五月一三日まで、乾燥期間は聖霊降誕祭後の四週間、(v) 違反者はヴッパー・タールからの追放、以上である。運営は、毎年聖マルガレーテの日 (七月一三日) にエルバーフェルトとバルメンから選出される各二名の擦糸親方ガレン・ワイスマーが管区の官吏の認可をえて行つた。<sup>(5)</sup>

このことから明白なように、擦糸漂白ツンフトはライン中世都市ツンフト制度の影響をうけているにせよ、それとは異つた特徴をもっている。まず、ツンフト発生の径路が、中世都市のばあい、最初に特権が与えられ、ついで手工業が発展したのにたいし、ここでは、さきに漂白業が発展し、その基礎のうえでヴッパー・タール人とベルク公との取引により特権が与えられた。したがって、ツンフトのもつ政治的、または軍事的意義を欠除している。つぎに、ツンフト内部での親方↓職人↓徒弟という階層関係を欠いていた。したがって、封建的権力の庇護により營業を独占していることから、その本質は中世都市ツンフトと軌を一にしたがらも、その組織と規制はいちじるしく弛かつたといえよう。<sup>(6)</sup>

漂白業者は、はじめ麻擦糸を現金で購入し、車に積んでヴッパー・タールに運び、漂白擦糸を長期の信用で販

売する商人兼生産者であり、すでに商人と生産者の分離が現われはじめていたにせよ、なお、その分離は微弱であった。<sup>(7)</sup>しかし、その後の発展において、一部漂白業者が商人に上昇・転化し、他の者を原料と販売市場から遮断するとともに金融業者をも兼ねてゆき、<sup>(8)</sup>一七世紀末にほぼ問屋制支配を確立した。その指標は一六九八年の撚糸令である。一六〇八年の撚糸令では、あらたに梱単位にかわりツェントナー単位を採用し、すべての漂白業者に八〇ツェントナーまでの漂白を許したが、九八年の撚糸令では、賃銀漂白業者と商人を明確に分離し、前者に一二五ツェントナーまで、後者にはその二倍以上に当る三〇〇ツェントナーを許可している。<sup>(9)</sup>このように問屋制支配を確立した商人層は、農業を放棄してエルバーフェルトに集まり、帳場を設置して商業に専念するようになった。<sup>(10)</sup>さて、一八世紀におけるあらたな発展は、世紀の交にその内部で問屋制支配を確立した撚糸漂白ツ、フ、トの崩壊過程と表裏をなしている。

一七世紀末、コルベル重商主義政策の結果、漂白撚糸にたいするフランス市場が開け、オランダの影響が後退するとともにウッバー・タール漂白業はいちじるしく膨脹した。<sup>(11)</sup>漂白量は一六九〇年の二、四〇〇ツェントナーから一七七四年の四、〇〇〇ツェントナーへ、九〇年には六、〇〇〇ツェントナーに上昇している。<sup>(12)</sup>漂白業膨脹にともない従来の規制はつぎつぎと撤廃された。まず、四二年に、二八年三月の撚糸令で禁止された粗製炭酸加里と石灰水の使用が許可され、技術規制が除去された。<sup>(13)</sup>漂白量制限も、一二年、四二年に高められたが実効なく、ついに六四年九月二日に生産制限が廃止されるとともに、品質、水の利用等についてのすべての規制が全廃されるに至った。<sup>(14)</sup>ところで、諸制限撤廃の原因についてA・トゥーンは、商人の資本力増大にともない、資本設備への自由な軌道が要求されてきたため、ベルクでの漂白独占を除き、資本主義のための全制限が廃止された

と述べ、諸制限撤廃の主導力を商人層のうちに求めている。<sup>(85)</sup> この見解の当らないことは燃糸漂白ツンフトの崩壊過程を辿るとき明白となる。

『ヴッパー・タール商工会議所史』は、(i)燃糸漂白ツンフト崩壊の最初の動機を諸制限撤廃と雁行して生じた漂白業者のマルクへの流出に求め、(ii)エルバーフェルトとバルメンの争いにより古い独占権が崩壊し、(iii)一八一〇年二月七日のツンフトと営業特権についてのナポレオン勅令 (Edikt über Zünfte und gewerbliche Privilegien) により解体をみたと述べている。<sup>(86)</sup> この過程を、ドイツのこれまでの研究が叙述するように、互に連関のない現象として列挙するのではなく、これら現象の根底にある内的連関性にまで掘りさげて考察する必要がある。

一六一四年にプロイセン領となったマルクでは、一八世紀後半シュヴェルムを中心に漂白業がいちじるしく興隆した。<sup>(87)</sup> その原因は、ヴッパー・タールでの漂白業繁栄が周辺農村からの人口流入を惹起し、地価、生活費が高騰したのにたいし、<sup>(88)</sup> マルクでフリードリッヒ大王が漂白業者優遇策をとり、くわえて漂白地が豊富に存在し、粗製炭酸加里、石灰等の漂白原料と生活費が低廉であったため、多くの漂白業者がヴッパー・タールからマルクに流出したことにある。<sup>(89)</sup> では、どのような層が流出したのであろうか。

ヴッパー・タール漂白業繁栄にともない、従来の賃銀漂白業者が自己の燃糸を漂白して販売する独立の商人に上昇していったといわれる。<sup>(90)</sup> また、八五年に選帝侯カール・テオドルがエルバーフェルトを訪問したさい、漂白燃糸をあらゆる種類の織物に加工する紡織業がまた存在し、漂白業者はほとんど原料を自ら購入し、漂白燃糸を自ら販売する生産者兼商人であったと伝えられる。<sup>(91)</sup> こうした指摘から、一八世紀に内部市場を蓄積基盤として賃銀漂白業者が独立漂白業者に上昇したことが推定される。

この独立漂白業者経営のなからマニユファクチュアが生じた。漂白工程は湯の温度と化学薬品量の異つたいくつかの釜での処理、ならびに芝生のうえでの燃糸の乾燥と湿潤の交互作業という二工程を含み、六七三年三月に、<sup>22</sup> ヴッパ・タールでは一〇〇人の賃銀漂白業者が六〇〇人の手伝い<sup>23</sup>を雇っていた。この平均六人という雇傭者数はマニユファクチュアが支配的であったことを物語るものといつてよいであらう。<sup>24</sup>

マニユファクチュアの出現は、一方で問屋商人に打撃を与えた。人口流入にもかかわらず漂白加工賃はいちじるしく高騰した。七三年におけるマルクとベルクのツェントナー<sup>25</sup>当り加工賃は第八表の如くである。同じ年にバルメン漂白業者は、商人が加工賃低廉のためマルクで漂白の下請けをさせ、漂白燃糸の密取引がたえないとの苦情を述べている。<sup>26</sup> 他方、マニユファクチュアの形成とともに、地価、生活費の高騰のためいちじるしく困窮した漂白業者が生じた。<sup>27</sup> したがって、マルクに流出した層として、賃銀漂白業者の上昇とマニユファクチュアの形成により、従来の高利得を確保できなくなった商人と、漂白業者の分解により下降した部分をあげることができよう。ともあれ、燃糸漂白ツンフト<sup>28</sup>崩壊の最初の契機といわれる、<sup>29</sup> ヴッパ・タール漂白業者のマルクへの流出という現象の根底に、<sup>30</sup> ヴッパ・タールにおける賃銀漂白業者の独立漂白業者への上昇と、その分解によるマニユファクチュアの形成が商人支配を震撼させつあつたという内的契機の横わつていたことに注目しなければならない。

エルバーフェルトとバルメンの争いは、問屋商人とその支配を下から掘り崩しつつ上昇してきたマニユファクチュアとの争いである。争点は、バルメンが漂白特権の廃止、すなわちベルクでの漂白業の自由を要求したの<sup>31</sup>たいし、エルバーフェルトが現状維持を主張したこと<sup>32</sup>にあつた。バルメン漂白業者による、エルバーフェルト商

第八表 1773年におけるベルクとマルクの漂白加工賃

燃 糸 の 種 類	ツェントナー当り漂白加工賃(Rtl)	
	ベ ル ク	マ ル ク
ブラウンシュヴァイク燃糸 I	7	5
〃 II	5 $\frac{5}{6}$	5
〃 III	7	5
ヘッセン燃糸	7 $\frac{3}{5}$	5 $\frac{3}{5}$
モルト燃糸 I	7 $\frac{3}{5}$	5 $\frac{3}{5}$
〃 II	7 $\frac{2}{5}$	5 $\frac{2}{5}$
〃 III	7 $\frac{2}{5}$	5 $\frac{2}{5}$

人のマルク漂白燃糸密取引にたいする取締り請願にたいし、七三年にデュッセルドルフ政府から工業調査を命じられた御料局顧問官F・H・ヤコビ(Hofkammerrat Friedrich Heinrich Jacobi)は、つぎのような要旨の報告をしている。漂白業者のマルクへの流出は憂うべきことであるが、その原因は、ヴッパー・タールに燃糸漂白特権が与えられているため、漂白地が不足し、地価、家賃、生活費が高騰したことにあり、その責任は、家賃と地代を高めるため現状維持を主張する利子生活者に帰せられる、と。そして、かれは漂白特権の廃止を提案した。

賃銀漂白業者が古くから相続している土地を手離そうとしなかつたため、遅々とした進展を示したとはいえ、エルバーフェルト商人は蓄積した富を土地に投じ、漸次その保有を拡大したといわれる。したがって、現状維持を主張するエルバーフェルトの背後には、地価、家賃の高騰から利益をえる商人層が立っていたといえよう。また、バルメンが漂白特権廃止を主張したのは、その背後に地価の高騰を経営拡大の桎梏と感じたマニュファクチュアが立っていたからであろう。

ヤコビ提案にもかかわらず、事態は放置された。しかし、バルメンがその後再三にわたり漂白業の自由を主張



したので、政府もついに、八二年四月一三日にロンスドルフ市参事会ゼイストラートの請願を入れ、ここでの漂白を許可した。<sup>80</sup>もとより、エルバーフェルト商人層はロンスドルフに独立漂白業者の簇生するのを好まず、激しい妨害を行い、政府もユダヤ人の流入を好まなかつたため、結局ロンスドルフ漂白権存廃の決定をヴッパー・タールに委ねた。エルバーフェルトの会議では、全特権廃止を主張するバルメンと、現状を維持しようとするエルバーフェルトが激しく対立したが、七月一三日の投票でエルバーフェルトが勝利を占め、古い状態に復帰することとなった。しかし、バルメンはその後も要求を繰り返し、係争が長くつづき、撚糸漂白ツンフトは事実上崩壊した。<sup>83</sup>

以上のことから、一八世紀に、漂白業の膨脹とともに撚糸漂白ツンフトを事実上の崩壊に導いたのは、バルメンにおけるマニユファクチュアの形成であり、マニユファクチュアこそ営業の自由の担い手であったといえよう。ところで、その蓄積基盤をなしたのは、ヴッパー・タールにおける紡織業の多様な発展であった。一八世紀後半には、漂白は麻撚糸から綿糸へと漸次移行し、<sup>84</sup>これらを使用する紡織業がいちじるしく興隆し、工業の重点は漂白業から紡織業へと移行していた。<sup>85</sup>

- (1) ヴッパー・タールの農地には、“oberer Brögel, unterer Brögel”, “oberer Cleff, unterer Cleff, Vogels Cleff” といった名称が残っており、かつての大農地が分割されたことを物語っている(Water Dietz, Die Wuppertaler Garmahrung, Geschichte der Industrie und des Handels von Elberfeld und Barmen 1400 bis 1800, 1957, S. 20)。
- (2) A. Thun, a. a. O. Theil II, S. 164. V. Brecht, a. a. O. S. 14. Die Stadt Elberfeld, S. 132. Hundertjahre Vorwerk & Sohn, S. 9~10. W. Dietz, a. a. O. S. 12. W. Köllmann, a. a. O. S. 3.
- (3) A. Thun, a. a. O. Theil II, S. 166. V. Brecht, a. a. O. S. 14~15. Die Stadt Elberfeld, S. 132. Hundertjahre Vorwerk & Sohn, S. 11. W. Dietz, a. a. O. S. 11. W. Köllmann, a. a. O. S. 3.
- (4) W. Köllmann, a. a. O. S. 3. なお、この点は資料が存在しないため推定の域をでていない。W・ティーツは推定の理由

として、一六世紀初頭ウッパール・タールと緊密な関係にあったニーター・ラントのブリュッセル、ガン等で燃糸ツンフトが、またハーレムで漂白ツンフトがいずれも生産制限を目的として結成されたことをあげている (W. Dietz, a. a. O. S. 26~27.)。

(5) A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 164~165. V. Bredt, a. a. O. S. 15~17. Die Stadt Elberfeld. S. 115. W. Dietz, a. a. O. S. 23~25.

(6) V. Bredt, a. a. O. S. 17~18. なお、B・クスケは、ライン地方の都市を、その発生の経路を基準として、主としてローマ時代の要塞地から発展したウィッパールフェルト、クワンテン、ラインベルク、レンネッブ等の軍事的都市、一二世紀以降の小領邦形成にさいし、ランドスヘルの居住地から発展したマインツ、トリエール、ケルン、クレーフヘ、デュッセルドルフ、エッセン等の政治的都市、ならびに一七世紀以降の工業発展から抬頭したエルバーフェルト、ノイヴィード、ロンスドルフ等の経済都市の三類型にわけらる (B. Kuske, Die rhinischen Städte. S. 51~58.)。

(7) V. Bredt, a. a. O. S. 15. W. Kollmann, a. a. O. S. 3. この点にかんして、A・トウーンとV・ブレンットのあいだに見解の相違がある。前者が、燃糸漂白ツンフトは商人層の組織であり、賃銀漂白業者はツンフトから除外されたと、商工機能の分離を強調するのにならう (A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 169~170.)。後者は、一七世紀初頭に同一人が一部は賃銀で、一部は自己の計算で漂白してゐる事実(第九表参照)、ならびに燃糸令の管区長にたいする宣誓義務の条項に、すべての漂白業者と雇農と下女があげられているのみで、賃銀漂白業者について触れられていないこと、の二点をあげ、商人と賃銀漂白業者の社会的地位は平等であったと分離の微弱を主張している (V. Bredt, a. a. O. S. 22~23.)。

(8) 一六〇六年の燃糸親方巡回記録によると(第九表)、自己計算での漂白量一、〇六五ツェントナーにたいし、他人計算のための漂白量が四、〇七二ツェントナーに達し、前者の約四倍に当っている。この表から問屋商人の数は不明であるが、直接的生産者の問屋商人とその支配下になつた漂白業者とへのいわゆる『逆分解』の様相が窺える。しかし、この時点では、なお自己漂白と他人漂白を兼ねた層が支配的であることから、分解途上にあつたといえよう (V. Bredt, a. a. O. S. 24.)。

(9) V. Bredt, a. a. O. S. 25. Die Stadt Elberfeld. S. 134. なお、榭単位では燃糸の種類によつて二〇〇~四〇〇ポンドの差異が生じたところ (V. Bredt, a. a. O. S. 25.)。

- ⑩ V. Brecht, a. a. O. S. 14. Die Stadt Elberfeld. S. 134. W. Dietz, a. a. O. S. 20. W. Köllmann, a. a. O. S. 17.
- ⑪ A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 168. Die Stadt Elberfeld. S. 133. S. 136. W. Köllmann, a. a. O. S. 6.
- ⑫ A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 171. Hundertjahre Vorwerk & Sohn. S. 12.
- ⑬ A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 169. V. Brecht, a. a. O. S. 27. Die Stadt Elberfeld. S. 12. Hundertjahre Vorwerk & Sohn. S. 27. なせ註参照。
- ⑭ A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 171. V. Brecht, a. a. O. S. 28.
- ⑮ A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 171.
- ⑯ Industrie- und Handelskammer Wuppertal. S. 13.
- ⑰ マルト漂白業の数は、四〇年の二から八二年には四五に達し、八〇年代にエルバーフェルト商人は漂白下請けの大部分をマルメンからマルクに移行させたといわれる (A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 171~172.)。
- ⑱ A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 171. W. Köllmann, a. a. O. S. 9.
- ⑲ フリーエリッヒ大王による漂白業者優遇策の内容はつぎのようである。(1)漂白業者とその息子、雇農にたらしめる兵役免除、(2)ヴェントナーレン、ハンノーフェルからヴァー・タールに輸入される燃糸に通過税を課し、その収益の半分をマルク漂白業者に分配、(3)漂白のためマルクに輸入される燃糸にたらしめる関税免除 (A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 172. V. Brecht, a. a. O. S. 30.)。
- ⑳ V. Brecht, a. a. O. S. 29.
- ㉑ Die Stadt Elberfeld. S. 117.
- ㉒ 第一工程では最初灰汁を用いたが、のちには低廉で早く仕上がる粗製炭酸加里が使用された。煮沸された燃糸は水洗・冷却されたのち芝生に並べ、乾燥と湿潤の交互作業が

第九表 1606年の燃糸親方巡回記録

場 所	独立漂白業者		賃銀漂白業者		両者を兼ねた者	
	数	ツェントナー	数	ツェントナー	数	自己漂白量 (ツェントナー)   他人漂白量 (ツェントナー)
バルメン	3	136	18	749¼	56	665½   2,091¾
エルバーフェルト	2	28	11	490	20	236¼   751½
合 計	5	164	29	1,229¼	76	901¾   2,843¼

加えられた。このため、ワッパーの水を汲水車で漂白溝に導き、溝に三〇～三五メートル間隔で板張りの溜槽を設け、漂白  
雇農が下半分の彎曲した筒状の長柄の水掻き(「Geute」)で水を空中高く投げあげ、芝生のうえに拡げた燃系に雨のように  
降ら注ぎだ(Hundertjahre Vorwerk & Sohn, S. 11, W. Dietz, a. a. O., S. 44)。なお、技術過程の詳細は「Vgl.  
V. Brecht, a. a. O. S. 41～42, W. Dietz, a. a. O. S. 40～47.

23) A. Thun, a. a. O. Theil II, S. 171.

24) マニェンファクチュアが支配的であることを実証するためには、平均雇傭労働者数が三～四人以上であることを史実として  
検出すればよい。とていうのは、実際には雇傭労働力をもたない経営が大多数を占めているので、分業による労働生産性の向  
上により、マニェンファクチュアが製品の過半数を供給していたと推定されうるからである(大塚久雄「近代歐洲經濟史序説」  
上ノ二、頁三二七～三三〇。同「マニェンファクチュアの検出」、『理論と統計』有沢教授還歴記念論文集(1)所収。同『歐洲經  
濟史』頁一三七)。

25) V. Brecht, a. a. O. S. 31.

26) Ibid. S. 30.

27) A. Thun, a. a. O. Theil II, S. 171.

28) V. Brecht, a. a. O. S. 31.

29) Ibid. S. 32～34, M. Barkhausen, Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 184, W. Köllmann, a. a. O. S. 10.

30) A. Thun, a. a. O. Theil II, S. 171, V. Brecht, a. a. O. S. 21, S. 28～29.

31) V. Brecht, a. a. O. S. 36.

32) Ibid. S. 34.

33) Ibid. S. 36～37.

34) Die Stadt Elberfeld, S. 132.

35) Industrie- und Handelskammer Wuppertal, S. 13, 「漂白業の娘である紡織業が古い漂白業を完全に後退をせるほどの  
規模になった」(V. Brecht, a. a. O. S. 41)。

2) **紡織業** ヴッパー・タールでは一八世紀に土着産業のもっとも多様な発展をみたが、その主軸は紡織業に

あつた。<sup>(1)</sup> 紡織業の発展は麻織物業から始まる。

撚糸漂白ツンフト結成当時、バルメンで麻リボン（“Linn”）生産が行われていた。一五二七年の規定では特権は賦与されず、漂白業者の加工下請けをしていた。<sup>(2)</sup> 一七世紀初頭、寝台被布（“Tieken”）生産が伝わり、急速に普及したが、オランダより製造を停止しなければ漂白撚糸を購入しないとの強い抗議にあい、一六一一年に撚糸漂白ツンフトは製造を禁止している。その後広巾麻布生産が行なわれるようになるにつれ、この協定は守られなくなり、一七世紀末、コルベール政策によりフランス市場が開け、オランダとの関係が後退するに及び完全に実効を失った。このように、一七世紀に麻織物業は漸次拡大したが、なお漂白業が優越し、撚糸漂白ツンフトに従属していた。<sup>(3)</sup> 一七世紀における農民層と繊維工業との関係は、ほぼ農民が商人に、小屋住農が貸銀漂白業者に、最下層農（unterbäuerliche Schicht od. “Kleine Leute”）が織布工、漂白雇農<sup>アンハイヤー・クネヒト</sup>および下女、<sup>マイクテ</sup>精紡工<sup>ツッフル・ブイ</sup>に当たっていたとさう。<sup>(4)</sup>

一八世紀とともにあらたな発展が始まる。世紀の初頭、インドとアメリカの住民および奴隷の衣服として青と白の基盤縞麻織物（Bontou od. Doppelstein）の輸出が延び、麻織物業が繁栄にむかった。<sup>(5)</sup> こうした需要増加ともない、エルバーフェルト商人は加工賃の安いマルクで織らせるようになった。<sup>(6)</sup> これにたいし、ヴッパー・タール麻織工はエルバーフェルトにカトリック教会が設立されるのを利用し、ニターラーを寄附して三、八年一〇月一、六日に麻織工ツンフトを結成した。このツンフトは親方↓職人↓徒弟の階層関係を含み、外見的には中世ツンフトのあらゆる特徴を具備している。<sup>(7)</sup> その目的は、マルクの競争を排除することにあり、一〇月二七日にデュッセルドルフ政府が布告を発し、ヴッパー・タール商人にマルクで織らせることを禁止するに及んで、その目的が

達せられた。<sup>8)</sup>では、このツンフトはその後の発展にたいしどのような意義をもっていたであろうか。

ツンフト結成以後、密取引をめぐり国境で血なまぐさい事件があとを断たなかったにせよ、シェヴェルムの麻織工は非常な打撃を蒙ったという。<sup>9)</sup>これにたいし、ヴッパー・タール麻織物業は繁栄に向い、職人層不足を招いて親方間で職人争奪戦が演じられるまでになった。<sup>10)</sup>職人は親方の商人からえる加工賃の半分を分配され、整経その他の準備工程費用を負担するという不利な義務を負わされていた。そこで、親方になるために必要な支払金の不十分なままで親方への昇進を要求し、単独親方 (Einzelmester) を自称したので、五四年、五六年、七二年に親方と職人のあいだで討議が行われている。<sup>11)</sup>

親方層については、一八世紀初頭、糸巻き、整経等の準備工程を同じ場所で行う相当な規模の職場をもつ者が生じたという。<sup>12)</sup>そのさい、麻織物生産には準備工程を含めて織機一台につき四名を必要とし、<sup>13)</sup>四二年の規制では親方所有織機台数が最高五台に制限されているので、<sup>14)</sup>家族協業を含めて二〇名ないし、それを凌駕する職場のあったことは明白である。

以上のように、一八世紀前半、職人層の親方への上昇と親方のなかからマニファクチュア経営を営む者が生じた。このことは、一方において、ツンフト規制が単なる空文に留まり、なんらの実質的効果をもたなかったことを示すとともに、他方において、商人支配が下から崩れつつあったことを物語っている。四〇年代に商人層はデュッセルドルフ政府への共同請願において、マルクで織らせることの禁止により、ヴッパー・タール麻織工の加工賃が高いため苦境に陥っている旨を述べ、世紀の後半、フリードリッヒ大王の保護政策と相まって、多くの者がマルクに流出した。<sup>15)</sup>このことは、以前には原料と完成品市場から直接的生産者を遮断して全剰余を収

奪していた商人が、直接的生産者の経済力上昇により、その利得を産業利潤の一分肢へと押し下げられつつあったことを意味する。麻織工ツンフト結成は、市場の拡大とともに富を蓄積した麻織工が、マルクの競争を排除し、商人支配を下から掘り崩すためにとつた手段であり、その実質はなにもなかったといえよう。麻織工の商人支配からの離脱こそ、世紀の後半、多様な紡織業の展開する基盤となった。<sup>16)</sup>

六七年三月二六日に燃系漂白ツンフトの行なつた調査結果は第一〇表の通りである。<sup>17)</sup> 世紀の中葉以降、衣料の素材が麻から綿に移行し、従来の基盤縞麻織物にかわつて麻・綿交織物（Stammosen）生産が起つてきた。<sup>18)</sup> 綿糸は最初ほとんどイギリスから購入していたが、漸次ライン地方でも紡がれるようになり、九二年にはヴィッペーフェルト、ヴェルメスキルヘン、シュタインバッハ地方で紡績に従事する七、二四四人が見出され、大部分の綿糸をここから購入していたといふ。<sup>19)</sup> 紡績工程は紡車（Spinnrad）による老人、子供でも行いうる単純労働であつた。<sup>20)</sup> したがつて、ウッバー・タール麻・綿交織業経営のなかに準備工程を含んだものが存在し、しかも、織機二〜三台を所有すれば二四〜三十六人を必要とすることから、マニユファクチュアの存在が明白である。しかし、七〇年代に英国製キャラコが流入し、下層民の衣料としての麻織物を完全に駆逐するとともに、麻・綿交織業も非常な苦境に陥つた。<sup>21)</sup> くわえて、紡織業膨脹にともない労賃が高騰したため、多くの織工が労賃の安い左岸に流出し、かわつてリボン、レース（Posament od. Besatz）製造が繁栄の中心となつた。<sup>22)</sup>

リボンは古くから生産されていたが、一八世紀前半にリボン織工（“Lintwirker”）は麻織工と異なり、組織をもたなかつた。<sup>23)</sup> これは麻織工より経済力が劣り、商人支配のもとにあつたことを示している。麻リボンは婦人や子供により褥のうえで靴紐に編まれ、<sup>24)</sup> 需要も小さく、麻織物業繁栄につれ、多くのリボン織工が麻織工に転じ

第一〇表 1767年3月26日に燃糸漂白ツンフトの行った調査

織物の種類	織機台数	各織機当り必要とされる工	総人数
麻・綿交織織物	1,500	12人	18,000人
麻織物	2,000	4人	8,000人
リボン	2,000	3人	6,000人

のため、二人の監視労働を必要とした。これに準備工程での必要人員を加えると、少くとも一台に五人は必要であつたと思われる。

たといわれる。

世紀の後半に麻、綿、絹リボンが、ついで、七〇年代以降レースが低廉な大衆品として広い販路を獲得した。リボン製造業の経営形態について、V・ブレットは本来的家内工業であり、商人支配のもとにあつたと述べている。しかし、世紀の前半、漂白業者と麻織工の上昇により商人支配が下から崩れつつあつた事情、リボン織機 (Getan) の技術的進歩が一八六〇年代の機械導入までみるべきものがなく、準備工程を含めて一台につき三名を必要としたこと、『民富』形成により内部市場が開かれたことを考慮するとき、マニユファクチュアの形成は確実とみられ、本来的家内工業として片づけることは許されないであろう。

レースの種類は、製造方法を基準とすれば、編んだもの (Litzzen) と織布に加工したもの (Spitzen) にわかれた。世紀の中葉、J・H・ボックミュール (Johann Heinrich Bockmühl) が編機を発明した。それは五二の操作 ("Gang") を組合わせ、燃糸が一本でも切れるとたちまち作業を停止する精巧なもので、七〇年代より一部水力で動かされたが、大部分は編工 ("Riemendreher") により手で運転され、そのさいかなりの力を必要としたので、成年男子の労働となつた。そして、切れた燃糸の修理と糸巻とりかえ



七〇年にエンゲルス兄弟がリース織機（“Riemensch”）を導入した。リース織機はリボン織機と類似しているが、異なる所は一つのローラーをもち、それから半インチほど突出した鋭いピンが模様をつけていったことである。<sup>60</sup>ここでの必要人員はリボン織機のばあいと同数か、またはそれ以上であったと思われる。

リボンとリースは『バルメンの品』（“Barmer Artikel”）と呼ばれ、バルメンを中心地として生産された。一八世紀末、バルメンの工業を目撃したソコルニキ將軍（General Sokolnicki）は、「労働はけっして苦痛感をよばなかった。人々がかれの労働者と同じように、しかも一緒に働らかねばならぬときは、だれも苦情をいわないと思われるからだ」と述べている。<sup>61</sup>したがって、リボン、リース製造業では家族協業とともに賃労働を雇傭し、織機三台を所有すれば九〜一五名を必要とすることから、マニファクチュアの存在を推定しえよう。

(3) **燃糸染色業** 紡織業の多様な発展は、世紀末に燃糸染色業をいちじるしい繁栄に導いた。燃糸染色はブラバントに送ってなされていたが、一八世紀初頭バルメンに最初の染色業が設立され、七年戦争後急速に拡まった。染料ははじめ蘇芳、蘇方木、黄木等の染料材からとるか、またはインド藍を使用した<sup>62</sup>が、八〇年にザクセン人が茜草を用いるトルコ赤染色法を伝えるや、ヴッパーの水がこれに適していたことから非常な普及をみた。<sup>63</sup>その経営について、W・ケルマンは、「トルコ赤燃糸染色業者はヴッパー・タール繊維工業地域で購入、製造、販売を統一的に把握した最初の近代的企業家であり、その労働者は最初の工場労働者となった」と述べている。<sup>64</sup>ヴッパー・タール紡織業の原料供給部門として燃糸染色業でマニファクチュアが形成されたことがほぼ明らかである。以上のように、一八世紀に入るや、燃糸漂白ツントは問屋商人支配下にあった漂白業者と麻織工の上昇により崩壊してゆき、世紀の後半、多様な繊維工業が展開し、それら経営のなかから『民富』の形成、社会的分業の

進展にともない生成をみた内部市場を蓄積基盤としてマニ、ユ、フ、ア、ク、チ、ユ、ア、が簇生しつつあった。ベルクでの燃系漂白独占維持主張に示されるように、問屋商人は直接的生産者を支配するため、かれらの富の蓄積基盤である内部市場生成の阻止、すなわち営業独占による社会的分業展開の圧殺を自己の利益とする。したがって、マニ、ユ、フ、ア、ク、チ、ユ、アの簇生こそ、ヴ、ッ、パ、ー、・、タ、ー、ル、における事実上の営業の自由をもたらしたものとえよう。当時この地を訪ずれた E・F・ヴィーベキングは九三年につきのように述べている。「商業と製造業は一七四二年以来、とくに最近一〇年間なんらの妨害もない取引自由のため、非常な繁栄をみた。その繁栄は多くのドイツ諸邦や、古くから特権都市、貨物集散地が努力しても達しえなかつたほどのものである。諸外国の見せびらかしている商業の自由が、ここでは各製造業者と商人に公けにはないにせよ、ひそかに享受されていた」と。<sup>64)</sup>

繊維工業発展にともない人口が急速に増大した。一八世紀初頭、エルバーフェルトで三、〇〇〇人、バルメンでは二、一〇〇人であったものが、一八一五年には、それぞれ二一、五〇〇人と一九、〇〇〇人に達し、ライン六大都市の四位と五位を占めている。<sup>65)</sup>この急速な人口増加は、土地が狭隘であったため地価、生活費、労賃の騰貴をよび、一八世紀後半、多くの麻織工、麻・綿交織工が安い労働力を求めてライン左岸に移住し、ナポレオン支配下にライト、グラードバッハを中心として綿織物業がいちじるしく興隆した。

- (1) Vgl. Die Stadt Elberfeld. S. 136. S. 138.
- (2) V. Bredt, a. a. O. S. 44~45. W. Köllmann, a. a. O. S. 5.
- (3) V. Bredt, a. a. O. S. 46~47. Die Stadt Elberfeld. S. 135. Industrie- und Handelskammer Wuppertal. S. 10.
- (4) W. Köllmann, a. a. O. S. 5.
- (5) A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 182. V. Bredt, a. a. O. S. 47. Die Stadt Elberfeld. S. 140. Hundertjahre Vorwerk

& Sohn, S. 15.

- (9) V. Brecht, a. a. O. S. 47~48. シュヴェルム重罪裁判所区(Hochgerichte Schwelm)の漂白業者と麻織工はほとんど専らヴァンパー・タール商人のため働いてたところである(Die Stadt Elberfeld, S. 118.)。
- (7) 三八年のツンフト規制のおもな内容は、(i)運営を毎年一〇月一日に選出される管区親方が行うこと、(ii)職人が親方になる条件は最低三年の修業期間と親方作品として一反の敷布と碁盤縞麻織物の提出、一ニシュテューバーの支払い、(iii)徒弟採用条件は一ターラーの登録金と管区親方へ一リンダの支払い、(iv)ヴァンパー・タール以外の営業禁止等である。なお、四年の補足ツンフト令で職人、徒弟制度のより詳細な規定が与えられ、親方所有織機台数の最高を五台に制限する等の規定が附加された(A. Thun, a. a. O. Theil II, S. 182~183; V. Brecht, a. a. O. S. 48~50. Die Stadt Elberfeld, S. 118.)。
- (8) V. Brecht, a. a. O. S. 50~51. W. Köllmann, a. a. O. S. 8.
- (9) ヴンパー・タール麻織工ツンフト結成にたゞし、シュヴェルム麻織工は重罪裁判区長、クレラーフェ政府、ベルリン総管理局、デュッセルドルフ政府に異議を申し立てたが、成果はなく、国境でしばしば密取引をめぐり血なまぐさい事件が起きた(Die Stadt Elberfeld, S. 119.)。
- (10) 職人の引きぬきは賃銀をあげることにではなく、よりよい住居と食物を与えることによりなされた。このため、選帝侯はツンフトの願いにより職人に夕方暖かい食事とコーヒーを与えることの禁止、ならびに最低半年は同じ親方の許に留まることを命じたが、実効はなかった(A. Thun, a. a. O. Theil II, S. 183.)。
- (11) A. Thun, a. a. O. Theil II, S. 184. V. Brecht, a. a. O. S. 52.
- (12) A. Thun, a. a. O. Theil II, S. 181. V. Brecht, a. a. O. S. 48. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 145.
- (13) V. Brecht, a. a. O. S. 59.
- (14) 註(7)を参照。
- (15) V. Brecht, a. a. O. S. 51. Die Stadt Elberfeld, S. 119.
- (16) ここで、その後の麻織工ツンフトの推移を辿っておこう。麻織物業繁栄による親方数増加は、世紀の後半に過当競争を誘発し、麻織工の立場を悪化させた。こうした事情のもとで、アメリカ独立戦争による輸出減退を契機として加工賃をめぐり商人と麻織工の対立が激化した。その最大の事件は、八一年、商人J・G・ブリューゲルマンの加工賃支払拒否に端を発し、

麻織工ツンフトと擦糸漂白ツンフトの全面的対立に発展し、ついに八三年一月四日、麻織工親方と職人が同盟して起した暴動である。これにたいし、商人はデューセルドルフから軍隊を招いて鎮圧し、一月五日、麻織工ツンフト解散勅令が出された。このように商人と政府は共同して麻織工ツンフトを崩壊させた(A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 184~187. V. Brecht, a. a. O. S. 52~56. Die Stadt Elberfeld. S. 119~121.)。

以上のように、世紀の前半ツンフトの外被をかりて団結し、商人支配を下から掘り崩した麻織工はまたたび商人の下に屈した。では、なぜ屈服しなければならなかったのであろうか。その理由として、世紀の後半ライン一般大衆の衣料素材が麻から綿に移行するにつれ、麻織工の蓄積基盤である内部市場が失われたという事情があげられる。したがって、麻織物業の組織工業発展のために果たした役割は一八世紀前半にその任を終えたといえよう。

- (17) A. Thun, a. a. O. Theil II S. 187~188. V. Brecht, a. a. O. S. 59. Industrie-und Handelskammer Wuppertal. S. 13.  
(18) A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 187. V. Brecht, a. a. O. S. 57. Hundertjahre Vorwerk & Sohn. S. 15. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 145. ders., Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 180. なお、麻・綿交織業は六三年に J・H・ン・マ・カ・ネ・ト・ド・ヨリ導入されたところ (W. Köllmann, a. a. O. S. 7.)。

(19) A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 188. Die Stadt Elberfeld. S. 139. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 145.

(20) Die Stadt Elberfeld. S. 139.

(21) Industrie-und Handelskammer Wuppertal. S. 13.

(22) A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 157. F. O. Ditthey, a. a. O. S. 3. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 145. Industrie-und Handelskammer Wuppertal. S. 13.

(23) V. Brecht, a. a. O. S. 52. S. 56.

(24) Die Stadt Elberfeld. S. 139. Hundertjahre Vorwerk & Sohn. S. 16.

(25) V. Brecht, a. a. O. S. 48.

(26) Industrie-und Handelskammer Wuppertal. S. 12.

(27) 「本来的家内工業であるリボン製造業は以前から大きな意義をもっている。……中世には手工業が支配的な生産方法であった。……中世初頭に手工業者はなお自己の原料を加工しており、したがって小さな商業利得と労賃は結合していた。しか

し、販売が増大し、大量の同種原料が必要となったとき、商人が原料を手工業者から奪った。それ以後、小親方は他人の原料を企業家の註文で加工した。今日家内工業とよばれるものはこのようにして発生した。この形態は今日なおリボン製造業に認められる（V. Brecht, a. a. O. S. 186～187）。

この視角はA・トッソー以来、ライン工業史研究を一貫して貫ぬいている。しかし、これら書物の織維工業諸部門についての具体的叙述では、専ら技術的發展の跡のみが辿られ、ここでの商人と直接的生産者との具体的な関係、直接的生産者の経営のあり方についてはほとんど触れられていない。極言すれば、商人支配の実体についてなんらの実証もなされていない。したがって、一八世紀ウッパー・タールでのマニエフアクチュエ輸出を行うさい、これら書物の産業諸部門についての叙述からのみでは到底不可能であり、視野を広く封建的土地所有の解体過程との関連にまで拡げて考察する必要がある。

- (28) V. Brecht, a. a. O. S. 189～190.
- (29) V. Brecht, a. a. O. S. 58. Die Stadt Elberfeld. S. 139. Hundertjahre Vorwerk & Sohn. S. 16～17.
- (30) V. Brecht, a. a. O. S. 58. W. Kollmann, a. a. O. S. 7.
- (31) V. Brecht, a. a. O. S. 62.
- (32) G. Schmoller, a. a. O. S. 439. A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 178～179. V. Brecht, a. a. O. S. 7. Die Stadt Elberfeld. S. 140. Hundertjahre Vorwerk & Sohn. S. 14. W. Kollmann, a. a. O. S. 6.
- (33) W. Kollmann, a. a. O. S. 7.
- (34) M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 142.
- (35) 一八一五年におけるライン六大都市の人口は第一一表の如くである。M・ブルクハウゼンは、このうちエルバーフェルト、バルメン、クレフェルトの三大都市がいずれも一八世紀に小さな農村から興隆したことに注目している（M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 170）。

第一一表  
1815年のライン六大都市

ケ	ル	ン	49,000人	
ア	ー	ヘ	ン	32,000
デュ	ッセル	ドルフ	32,000	
エル	バー	フェルト	21,500	
バル	メ	ン	19,000	
クレ	フェ	ルト	13,200	

## II ニーダー・ラインにおけるマニユファクチュアの形成と『営業の自由』

ニーダー・ラインのニールス河流域では、『フラックス・ラント』の名が示すように、土質が亜麻栽培に適し、くわえてニールスの流れが麻撚糸と麻布の洗滌、漂白に好都合であったため、古くより農閑期、とくに冬期に農民の副業として麻織物業が営まれていた<sup>(1)</sup>。麻織物は自家需要のために製造されていたが、一八世紀初頭より商品生産へ移行していった<sup>(2)</sup>。

ニーダー・ラインでは分割相続<sup>ナトワラル・タイレンツ</sup>が一般的である。子供は麻織物業に従事し、父の死後その一人が農場<sup>ホーフ</sup>を継ぎ、他の者は一モルゲンの土地を譲渡されて副業で生計をたてた<sup>(3)</sup>。一八世紀には、農業革命の進展と並行して亜麻栽培もますます盛んとなり、<sup>(4)</sup>『民富』の形成による内部市場の深化と相まって、麻織物業を構成する亜麻栽培<sup>ニールス</sup>糸<sup>ニールス</sup>織布の三工程が次第に独立の部門に分化した。すなわち、土地を集積していった上向農民は専ら亜麻栽培者となり、麻織物業を通じて上昇した農民が織布工<sup>ウーバー・クネヒト</sup>を雇傭する大きな機屋を営むようになる<sup>(5)</sup>とともに、職業的に働く婦人紡糸工<sup>シュメンネリン</sup>が生じてきた。

主要工程である織布工程での経営形態には二つの類型が認められる。第一類型は独立麻織工<sup>ニールス</sup>のばあいである。かれらは麻織物を直接遍歴商人に販売した。製品は青地に白い模様をつけた婦人服と寝台被布であり、内部市場むけのものであった。したがって、独立麻織工親方は簡単な捺染場をもっており、麻織工は捺染工をも兼ねている。捺染は、模様を彫り、そこに蠟または豚油をつめた木板に染料を塗って布地に押しつける方法でなされた。染色された布地を洗滌して油を落とすと、青地に白の模様がくっきりと浮きでた。染料にはオランダを通じて輸入

されたインド藍が用いられている。インド藍は水車で荒びきされたのち、重い球を入れた円形の鍋で粉末にされた。これら独立麻織工経営のなかから仕上げ工程のみでなく、紡糸、糸巻等の準備工程をも包摂するか、または下請けにだした大きな機屋（「マニユファクチュア」が生じた<sup>(6)</sup>）。

第二類型はオランダのメンノー派亡命者を中心とする問屋商人の経営である。問屋商人は織布工程を農村麻織工に下請けさせ、復活祭に麻布を買集め、ハーレムに送って漂白した。製品は白い折襟に使用される上質の麻布（Stijpeninwand od. Gebild）であり、一部ライン地方に販売されたが、大部分はフランス、オランダを通じて世界市場へ輸出された。問屋商人の主軸は一七世紀に、とりわけグラードバッハ地方に定着したオランダ亡命者であるが、のちに地元麻織工親方のなから荷馬車に麻織物を積んでハーレムに漂白にゆく者も生じた<sup>(7)</sup>。

一八世紀七〇年代に、麻・綿交織業を営んでいたヴッパー・タール人が地価、生活費の高騰から、麻織物の経験をもつ低廉労働力を求めてニーダー・ラインに進出してきた。これにともない、従来の麻織物業にかわって麻・綿交織業が発展し、一九世紀にはライト、グラードバッハが『ラインのマンチェスター』となつてゆく<sup>(8)</sup>。

麻・綿交織業においても二類型の経営形態が認められる。第一類型はヴッパー・タールからニーダー・ラインに移住した麻・綿交織工を中心とする経営のばあいである。そのおもな者として九八年に移住し、グラードバッハ綿工業主要設立者の一人となつた I・P・ベッリング（I. P. Boelling）<sup>(9)</sup>、ヒュッケスヴァーゲンに移住した A・フロヴァイン（Arnold Frowein）<sup>(9)</sup>、ライトに移つたブライヤー（Preyer）<sup>(9)</sup> があげられる。麻・綿交織物生産には、既述のように、準備工程を含めて織機一台につき二人を必要とする。製品は靴下、夜間帽、ハンカチ、婦人服等の製造に用いられ、クレフェルト絹織物が奢侈品であつたのにたいし、大衆の生活必需品であつた<sup>(10)</sup>。し

たがって、これら経営のなから内部市場を蓄積基盤とし、経営内分業を行っていたマニユファクチュアが姿を現わしていたことが推定される。

第二類型は、ヴァッパ・ター、ル問屋商人による経営のばあいである。かれらはニーター・ラインに支店を設け、自身で、または仲介人を通じて織布工を探しだし、模様を指定したうえで経と緯を供給し、完成品と引かえに加工賃を支払った。織工の多くは小土地を保有し、小家屋と織機を所有する小農民であり、夏期には商品の引渡しを要求しても無駄であったといわれることから、なお生計維持の重点を農業にかけていた。完成品は大きな荷馬車でアムステルダムに送られ、アメリカに輸出されて奴隷服となった。一九世紀初頭、問屋商人の多くはしばしば数百人の織工を働かせていたとい<sup>41)</sup>う。

ところで、この二類型の経営形態は『営業の自由』にたいしどのような意義をもっていたであろうか。M・バルクハウゼンは、「ニーター・ラインでは、到るところで、ツンフトから自由であった。古い都市工業との関係はどこにも存在しなかった。……問屋はほとんど農村に住んでいた。麻工業は圧倒的に再洗礼派に握られており、これらのほとんどが織工であつて、しかも資本力のある問屋であつた」(傍点—引用者)と述べている<sup>42)</sup>。また、B・クスケはつぎのように説いている。「人々が過大評価しているフランスの侵入は一つのエピソードにしか過ぎない。フランス支配の飾物の一つであるライン左岸の綿工業は、すでに一八世紀に導入されていた。新しい発展は急速にはな<sup>43)</sup>いにせよ、外国の協力なしで行われえたであらう。……中世後期以来資本主義の貫徹が顕著となりつつあった。資本主義は数世紀かかって商業から生じたが、ここラインラントでは活潑な商品流通からとくに繁榮し、その結果工業を強力に<sup>44)</sup>していった。工業は問屋制と結合しており、問屋制は工業が可能なところで、買



占めを基礎に導入されるからである」(傍点―引用者)と。<sup>13)</sup>このように従来のライン史研究は、『営業の自由』、または新しい発展の前提条件を麻織物業と麻・綿交織業の経営形態第二類型(『問屋制』)に求めている。この点について検討を試みよう。

三三年、フィールゼンの問屋商人はプロイセン王とフィールゼン聯隊長に、それぞれハーレムで漂白した五一六グルデンと一一四グルデンの上質麻布を贈り、兵役免除特権を与えられている。このような形で、問屋商人はつねに古い権力との結合を深め、特権により利益を享受しようとする傾向をもつた。<sup>14)</sup>しかして、かれらは営業の自由の担い手とはなりえなかった。

とはいえ、問屋商人の力はきわめて微弱なものであつた。一八世紀には問屋商人と織布工のあいだに鋭い階級対立はなく、織布工は現物の低賃銀に甘んじていたが、<sup>15)</sup>農繁期である夏期には問屋商人の商品引渡し要求に応じなかつたといわれる。<sup>16)</sup>このことから、問屋商人支配下の織布工は農業のみでは生計不可能ではあつたが、かなり裕福で独立性をもつた農民であつたといえよう。かれらの周辺には独立織布工が多数存在し、生計の重点を工業に移したばあい、近辺で容易に販路を見出し、小商品生産者からマニユファクチュア主へと上昇する可能性が与えられていた。内部市場に蓄積基盤をもつ小商品生産者とマニユファクチュアこそ問屋商人の力を弱め、『営業の自由』の前提条件をつくりだしていたのである。

『営業の自由』の前提条件は、一八世紀ライン地方における小商品生産者層の一般的成立を基盤に、ヴッパー・タールとニードラー・ラインに形成されたマニユファクチュアを担い手として創出されたのであつた。しかし、その蓄積基盤である内部市場はなお狭隘であり、したがってマニユファクチュアの成育度も幼稚であつたといわ

ねばならない。内部市場の広さについてみれば、小領邦群立による障害は打破されていたとはいえず、東はヴェーゼル、北はモーゼルにおいてプロイセン、クール・ファルツ関税線により遮断されており、その深さは農工未分離による自給性の保持、ツント制度の残滓等により制限を受けていた。ここにおいて、内部市場を基盤とする富の蓄積は一定の限度を劃され、それ以上富を蓄積するためには隔地間市場へ蓄積基盤を移行させる必要が生じてくる。一八一〇年一〇月一三日に作成されたロエル<sup>テューレン</sup>県における主要製造業者リストは第一二表の通りである。<sup>(19)</sup> 繊維工業に従事する者六名のうち、マニエファクチュア主にJ・レンセン、C・クラウス、I・ヴァン・ホウトンの三名を数えるが、いずれもライン左岸のフランスへの併合後擡頭している。この表から一八世紀に大きな富を蓄積するためには、内部市場がなお狹隘であったことが推察できる。つぎに、一八世紀ライン地方にその巨富を誇ったクレフェルト絹織物業者ライエン家と、モンシヤウ毛織物業者シャイプラー家をとりあげ、その歴史的性格と『営業の自由』にたいしてもった役割を検討したいと思う。

- (1) J. Hansen, Gustav von Mevissen. Bd. I. S. 3. F. O. Dithely, a. a. O. S. 1~2. Rheinlands Handwerk. S. 230. 1  
ルース河流域には南から北へギーゼンキルン、オーテンキルン、タリーマムン、ロイヒ、ヴィックラート、ラインダーレン、テェルケン、フィールゼン、スビテルン等の村や小都市が並び、いずれも麻、綿紡織業が盛んであった (F. O. Dithely, a. a. O. S. 1. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 166.)。
- (2) M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 160.
- (3) A. Thun, a. a. O. Theil. I. S. 169. M. Barkhausen, Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 195. ニュー・ラインに多く存在する Webers, Wefers, Backes, Scheuren, Holschnoppen 等の姓は副業から生じたと思われる (Rheinlands Handwerk. S. 231.)。
- (4) H. Aubin, Agrargeschichte. S. 135.
- (5) Rheinlands Handwerk. S. 231.

- (9) Ibid. S. 231~232.
- (7) Ibid S. 231.
- (8) A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 1. J. Bachenm, a. a. O. S. 174.
- (6) F. O. Dithhey, a. a. O. S. 4.
- (5) Ibid. S. 4. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 165~166.
- (4) F. O. Dithhey, a. a. O. S. 5.
- (3) M. Barkhausen, Staatliche Wirtschaftlenkung usw. S. 196.
- (2) B. Kuske, Gewerbe, Handel und Verkehr. S. 190. S. 192.
- (1) Rheinlands Handwerk. S. 233~234.
- (13) A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 169.
- (16) F. O. Dithhey, a. a. O. S. 5.
- (17) 「領土の分裂は工業発展を本質的に阻止するものではなかつた。重商主義的に領土を関税障壁で囲むことは小領邦では遂行不可能である。小領邦内での販売では生活に必要なモノの輸出工業が重要であつた」(M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 167.)。
- (7) H. C. Scheibler und K. Wülfraath, a. a. O. S. 7. Industrie- und Handelskammer Wuppertal. S. 11.
- (9) R. Zeyss, a. a. O. S. 90.

第一二表 1810年のロエル県における主要製造業者リスト

製造業者名	雇傭者数	年生産物価格 (フラン)	財産額 (フラン)
I. F. H von F. von der Leyen. (クレフェルト絹織物業者)	3,000	3,000,000	3,000,000
II. Gottschalk Floh (クレフェルト絹織物業者)	1,500	1,500,000	3,000,000
III. Bernhard v. Scheibler (モンシャウ毛織物業者)	1,500	1,200,000	1,000,000
IV. Johann Lenssen (ライト麻織物業者)	400	350,000	1,000,000
V. Conrad Claus (アーヘン毛織物業者)	258	1,200,000	1,000,000
VI. Ignaz van Houtou (アーヘン毛織物業者)	292	1,000,000	900,000
VII. Friedr. Schleicher (シュトルベルク・ナイフ製造業者)	190	600,000	400,000

(20) 一八〇六年一月二日、ナポレオンはベルリンで大陸封鎖令を発し、これにともなうイギリス綿糸流入杜絶に対処して、ニーダー・ラインに綿紡績所を設立するよう命じた。その中心となつて活躍したのがJ・レンセンである。かれはただちにライト近辺に二つ、オーデンキルヘンに一つの紡績所を設立した。紡績工程にはニールスの水力をできるだけ利用したが、なお手労働を主とする原始的な製造方法がとられた。経営形態は一経営に多数の労働者を集中し、開綿↓打綿↓燃糸工程を一労働場所で行うマニユファクチュアであつた(F. O. Ditthey, a. a. O. S. 6~7)。

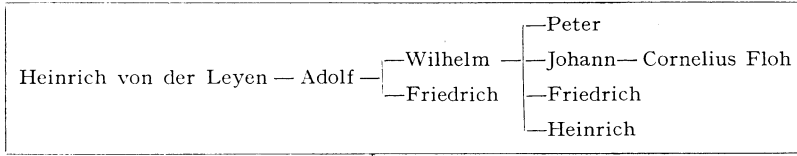
(21) ナポレオン改革の一環として実施された『営業の自由』はアーヘンの有能な毛織物業者に興隆の機会を開いた。なかでもいちじるしく抬頭したのがC・クラウスとI・ヴァン・ホウトンである。C・クラウスは国有化された聖アンナ修道院領の一部を七、〇〇〇フランケンで、またI・ヴァン・ホウトンはヴァイセン・フラウエン修道院領を四、〇〇〇フランケンで購入し、そこに工程を改善、単純化し、機械設備も一部導入した毛織物業製造所を設立した(J. Dahmen, a. a. O. S. 99)。

#### 四 あたらしい問屋制の形成と『営業の自由』

##### I ライエン家とクレフェルト絹織物業

一七世紀中葉人口五〇〇〇人であつたクレフェルトは、フランス侵入前には七、〇〇〇人の人口に達し、ライン六大都市の一つを形成するまでになつた。そのさい、ライエン家のみで都市周辺を含めて六、〇〇〇人を雇はしていたといわれる。(2) クレフェルトの興隆過程は、そのままライエン家の擡頭過程である。

ライエン家の系譜は第一三表の如くである。(3) 一七世紀中葉ユーリッヒ・ベルクからメンノー派が追放されたさい、ラーデフォルム・ヴァルトから当時オランダ領であつたクレフェルトへ移住した一四家族のうちにハインリッヒ・フォン・デア・ライエンが含まれていた。(4) かれは一六六八年にクレフェルト市民権を獲得している。(5) 二代目アドルフは七九年から籠を背負つて近郊で小取引を始めた。それを引継いだヴィルヘルムとフリードリッヒ



は、兄弟で協力してオランダで絹縫糸、刺繡糸を購入し、フランクフルト・メッセに運び、見返りに亜麻、ニュールンベルク玩具等をオランダで販売する遠隔地取引へと事業を拡大した。<sup>(6)</sup>

一七〇二年クレフェルトがプロイセン領となるや、プロイセン王は新領土の繁栄策を強力に遂行した。信仰の自由を許して人口流出を防ぐとともに、荒蕪地を開墾し、移民者を誘致して都市を拡張したのである。<sup>(7)</sup> ところで、以前輸出により繁栄していたこの地方の麻織物が、一八世紀前半低廉なアイルランド製品のイギリス市場進出に遭遇し、非常な苦境に陥った。没落に瀕した麻織工のうち、生活費の安いユーリッヒに流出する者や、絹織物業に転じる者が続出したという。<sup>(8)</sup>

このような事情のもとで、ヴィルヘルムは遠隔地取引で蓄積した富でもって絹織物業を興した。その技術はオランダから導入し、労働力としては苦境にある麻織工を下降把握し、絹織工に陶冶している。<sup>(9)</sup> 二二年のヴィルヘルム死亡後、事業は四人の息子に引継がれ、三つの企業が起された。ペーターの絹縫糸製造業、他の三兄弟による絹織物・絹リボン製造業、ならびにヨハンが単独で経営したピロッド・リボン製造業、それである。<sup>(10)</sup> その後、ペーターは卸売業に転じ、一年にヨハンが絹織物業から手を引き、ピロッド製造業に専念することとなり、二つの企業に整理された。<sup>(11)</sup> このうち、『ラインの飾り』<sup>(12)</sup> と呼ばれ、世界商社として名声を馳せたのがフリードリッヒ、ハインリッヒによる

絹織物業である。

その興隆過程はまことに目ざましかった。はじめは絹リボン生産が主で、染色仕上げ工程はケルンで行っていたが、二四年にクレフェルトに染色場を設置し<sup>03</sup>、四〇年代には絹襟巻、ハンカチ生産にのりだし、六三年には燃糸水車一五、リボン・ミユール織機一六〇、紋織・花模様織機一二〇等の設備をもち、二、八一〇人を雇備するまでになつてゐる<sup>04</sup>。では、その資本の歴史的性格はどうであらうか。

ライエン商会の製品は平織、綾織の絹布やピロードにあまたの染色が施され、「世界のあらゆる部分に向けられる無限に多くの品種からなり、それが倉庫に到着するや一週間飾り窓に陳列された」といふ<sup>05</sup>。製品はその後、一七世紀末から一八世紀初頭の宮廷や上層階級の特別の贅沢心を背景にオランダや北方諸国、ポーランドに輸出された。したがつて、ライエン商会の製品は奢侈品であり、「クレフェルト絹工業は輸出工業としてのみ建設された」<sup>07</sup>。生産過程についてみると、捲揚、整経等の準備工程と染色仕上げ工程は商会でなされたが、主要工程である織布工程は特別の親方が織機と原料を職人の家に配布し、その指令と監視のもとで行われている<sup>08</sup>。以上のことはライエン商会が収益の主要源泉を生産過程ではなく、流通過程においていた前期的商業資本であつたことを示している。九四年におけるライエン商会の資産表(第一四表参照)<sup>09</sup>をみると、完成品在庫と売掛け金が六五・五%を占めてゐるのにたいし、生産設備と建物の比率は四%にしかすぎない。

ところで、M・バルクハウゼンはクレフェルトとベルリンの絹織物業を比較してつぎのように述べてゐる。「フリードリッヒ大王は絶対主義国家の政策、すなわち補助金と輸入禁止、企業家と労働者の徴募によりベルリン絹工業を創出し、育成した。……クレフェルト商会の成立はベルリン工業の官庁指導による発生とは異つてい

第一四表 1794 年におけるライエン家の資産表

I. 貯 蔵 原 料	446,681. —. — Rtlr.	25.4 %
II. 完 成 品 在 庫	511,200. —. — "	29.2 "
III. 現 金	60,286. 42. 2 "	3.4 "
IV. 売掛金または貸付金	638,068. 12. 2 "	36.4 "
V. 生産設備(織機、染色設備)	37,653. 28. 1 "	2.2 "
VI. 建物(製造所、倉庫、附屬家屋)	31,797. 37. 2 "	1.8 "
VII. そ の 他	28,588. —. — "	1.6 "
VIII. 合 計	1,754,293. 49. 7 "	100.0 "
債 務	437,300. 11. 1 "	
自 己 資 本	1,279,932. 4. — "	

る。ヒンツェはそれを企業家の有能さとオランダを模範としたことから説明し、とくに企業家の独立性を強調して西ドイツ工業一般の特徴とした。……ここに当時すでに大規模にイギリスで発展し、一九世紀ヨーロッパの到るところで貫徹した自由な企業家の指導する工業経済の初期の例がみられる」と。<sup>20)</sup>クレフェルト絹織物業は「上から」創出、育成されたものではなく、製品はヴェーゼルより東で販売を禁じられ、西ヨーロッパへ輸出するため保護関税は設置されず、自由貿易のものと放置された。しかし、『自由な企業家』であつたであろうか。

ライエン商会の繁栄に刺戟され、富裕なメンノー派麻織物商人が一七五〇年以降絹織物業に転じ、ために競争が激化した。<sup>21)</sup>これにたいしライエン商会は絹織物業の営業独占を請願し、五九年一二月九日、フリードリッヒ大王はクレフェルトの繁栄はライエン商会の努力の結果であり、他の者が絹織物業を始めればライエン商会のみならずクレフェルトも衰退するとの理由のもとに許可した。<sup>22)</sup>その後、リンゲン、プライヤー商会等が営業の自由を請願したが、ライエン商会は王や大臣にアフリカ産ブドウ酒、寝間着等を贈り、宮廷御用商人に任命され、請願を却下させた。<sup>23)</sup>また、六四年、ヨハンのピロード製造業を継いだ

養子C・フローが絹織物生産を計画したさいも王はそれを禁止している。営業独占を補強するため、絹織物製造工程は一切秘密とされた。秘密漏洩を防ぐため、八七年に生糸価格が五〇%騰貴し、織機に遊休が生じたさいも、親方、職人は解雇されず、十分な生活費を支払われている。また、ミュールハイム・アム・ラインのアンドレア家がクレフェルト熟練工を捕えて留置したさい、信書を大王に送り、釈放しなければ軍隊を派遣するとの大王の威嚇により連れ戻している。

以上のように、ベルリン絹織物業が『上から』創出、育成されたのにたいし、ライエン商会は一定のブルジョア的発展の基礎のうえで、小商品生産者を下降把握し、いわば『下から』自生的に擡頭してきた。とはいえ、ともに古い権力と結合し、営業独占を自己の存立条件としていることから、その本質は同じであったといわねばならない。したがって、ライエン商会は『自由な企業家』(「近代ブルジョアジー」ではなく、営業の自由を圧殺することにより、巨大な富を蓄積した前期的商業資本である)。

ナポレオンによる『営業の自由』によりライエン商会は従来の特権を奪われた。クレフェルト絹織物業はライエン商会の営業独占から解放され、短期日のうちに一五〇の絹織物業者が生じたという。くわえて戦費の徴収、売掛け金徴収の不可能、フランス併合後、ナポレオン保護関税領域への編入とそれによる海外販路の喪失、これにつづく一九世紀の綿の時代の開始、等により、ライエン商会は急速に解体し、一八五五年に清算されている。

- (1) H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 266. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 135.
- (2) H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 263. など 一七六三年には都市人口六、〇八二人のうち二、七〇〇人がライエン家のために働いていた (Ibid. S. 285)。
- (3) H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 266. S. 275. S. 284. S. 288~291. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw.



S. 161~162.

- ㊦ H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 266. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 161~162.
- ㊧ A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 86~87.
- ㊨ Ibid. S. 87. H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 266. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 161.
- ㊩ H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 269~270. S. 272.
- ㊪ A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 86.
- ㊫ Ibid. S. 87. H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 270.
- ㊬ H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 275.
- ㊭ Ibid. S. 284.
- ㊮ A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 86.
- ㊯ Ibid. S. 87.
- ㊰ Ibid. S. 89. H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 284.
- ㊱ H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 294.
- ㊲ Ibid. S. 269. S. 271.
- ㊳ Ibid. S. 273.
- ㊴ A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 87. H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 293.
- ㊵ M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 162~163. 46 註參。
- ㊶ M. Barkhausen, Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 173~174.
- ㊷ H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 285.
- ㊸ M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 164.
- ㊹ H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 274.
- ㊺ A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 88~89.
- ㊻ H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 283.

② A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 88.

③ H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 303~305.

## II シャイプラー家とモンシャウ毛織物業

モンシャウは毛織物業にすぐれて好都合な自然条件を備えている。ロエルの水はこの附近になるとくに清冽でカルクを含まず、羊毛の脱脂、染色に適しており、さらに、羊毛の乾燥やその染色に必要な大量の湯の燃料としては豊かな森林が存したのみでなく、多くの泥炭ブレントルッをも産出したのである。一七世紀に農民は土地不足からこの自然条件を利用して羊を飼育し、粗質毛織物グロブ・トウィアを生産して農村を廻る行商に現金で販売するようになった。アーヘン、デュレン、レンネップ等に毛織物ソンフトが存在していたとはいえ、アーヘン南部のブルトシャイド、フールス、フェルフィールズ、モンシャウ等の辺鄙な地方にはその規制が及ばず、毛織物業は農村副業として広汎な展開を示した。<sup>(1)</sup> シャイプラー家の興隆はこのような事情のもとでなされている。

フォルベルクのルッター派牧師の子、J・H・シャイプラー(Johann Heinrich Scheibler)は幼時より毛織物業に興味を抱き、一七二〇年にモンシャウの近くにあるイムゲンブロイヒの富裕なルッター派農民で毛織物業者であるM・オッフアーマン(Matthias Offermann)のもとに徒弟修業に出かけた。二四年春、モンシャウのシュミッツ家に嫁いでいた親方の娘マリアの夫が死亡するに及び、J・H・シャイプラーは七つ年上の未亡人と結婚し、シュミッツ家の毛織物業を引継ぐことになる。シュミッツ家はアーヘンの有名なプロテスタント家族であったが、一六世紀に耐え難い圧迫のため、モンシャウに移り、ここで毛織物業を創始した由緒ある家である。<sup>(2)</sup> この経営を引受けたJ・H・シャイプラーは才能をいかんなく發揮して巨富への道を歩んだ。

シュミッツ家は、もともと洗毛、織布、製氈、染色を同じ場所で行ない、製品を近辺農村に販売していた。ところで、二六年にデュレン附近の農村でオッファーマンの毛織物を販売していた行商人が逮捕され、数カ月投獄されたのち、毛織物を没収されるという事件が生じた。デュレンのツンフトが周辺二〜三時間の徒歩距離内にあつた農村を販売禁止区域としていたからである。この事件を契機に、J・H・シャイプラーは中世都市の販売禁止区域の残存と、粗質毛織物がライン地方の到るところで生産されている事情を考慮して、上質毛織物生産に転じ、メッセで販売することを決意したのである。

メッセで販売するためには秀れた品質のイギリス、フランス製品と競争する必要があつた。このため、紡毛、製氈の技術的に困難なヴィクローニャ羅紗の生産にのりだし、四〇年にこれに雲模様を附すことに成功し、ついで四五年には捺染模様型板の使用可能な羅紗を發明して、五〇年以降華美な色の寢室用毛織物生産を始め、六二年には六、〇〇〇人以上の雇傭者をもつ世界的な企業へと成長した。<sup>(4)</sup> つぎに、最盛期における経営の具体的内容を検討してみよう。

原料としてはアムステルダム経由で輸入したスペイン産羊毛を使用した。<sup>(5)</sup> 製品は高価な奢侈品で、黒、暗灰色、青、深紅色等に染色され、フランクフルト、ブラウンシュヴァイク、ライプツヒ等の主要メッセを通じて、オーストリー、フランス、スペイン、ロシア、レヴァント等の宮廷貴族に販売された。<sup>(6)</sup> 生産過程についてみると、主要工程である紡毛、織布工程は下請けに出されている。地元アイフェル農民は畑仕事で手が荒れ、上質毛織物生産に適しないので、羊毛は中間親方(Basse)により家畜飼育を行っていたリムブルグ農民の家に配布され、その監督のもとで織られた。<sup>(7)</sup> 準備工程と染色仕上げ工程はシャイプラー家でなされている。九四年に九万ライヒ

スターラーで完成した『赤い家』は四階建てで正面に一九の窓をもち、その構造は地階が製氈、染色場、一階が帳場、二階大広間、三階は住居、四階が選毛場となっており、屋上は羊毛、燃料貯蔵場にあてられた。<sup>8)</sup>このように、シャイプラー家は蓄積基盤を隔地間市場に置き、主要工程を下請けに出している。前期的商業資本であった。その興隆過程はライエン家が遠隔地商人から小商品生産者を下降把握して問屋制を確立したのと異なり、シャイプラー家のばあい、内部市場の狭隘さのため蓄積基盤を隔地間市場に移行させ、小商品生産者から前期的商業資本に上昇・転化するという経過を辿っているが、資本の歴史的性格はいずれも同じであったといわねばならない。一七八九年の資産表(第一五表)によると完成品在庫と売掛け金が八一・五%を占めているの<sup>9)</sup>にたいし、生産設備は五%にしかすぎない。つぎに、シャイプラー家の『営業の自由』にたいしてもった歴史的意義を考察しよう。

一七四二年五月三〇日にシャイプラー家一族により結成された上質毛織物業者組合(Feine Gewandtschaft)は、毛織物業を自由に営むため、職人、徒弟等がツンプフトを結成することを禁止する旨の協定を結んだ。ところで、この協定の意義について『西ドイツ家系図』の著者は、「J・H・シャイプラーの爛眠により、ツンプフト制度を防ぎ、自由な工場秩序を導く闘争のためにこの協定が結ばれた」と述べている。<sup>10)</sup>しかし、この協定は『自由な工場秩序』を導くためのものではなく、直接的生産者の上昇を阻止する意図をもっていた。

八五年の協定では、上質毛織物業における競争を防ぐため、(i)シャイプラー家の親族が新規に事業を起すことを制限する目的で、あらたに金庫を設立し、年生産高に応じて払込みをすることを決めるとともに、(ii)粗質毛織物業者が上質毛織物を生産するばあいには上質毛織物業者組合全員の賛成を必要とするよう取決めていた。<sup>11)</sup>また、上質毛織物生産のため、もつとも重要であった染色技術は秘密とされた。J・H・シャイプラーはつぎのように

第一五表 1789年におけるシャイプラー家資産表

モンシャウでの製造所建物	9,100 Rthl.
モンシャウでの製造設備	5,600 "
モンシャウでの製氈設備	5,000 "
モンシャウでの粗製梳き刷毛	800 "
オイペンでの製造設備	4,700 "
オイペンでの製氈設備	3,100 "
ドルハインでの製造設備	5,300 "
ドルハインでの製氈設備	1,400 "
以上 生産設備合計	35,000 "
羊 毛	63,000 "
完成毛織物と半製品	207,000 "
染 料	9,000 "
油	2,800 "
石 鹼	1,500 "
織 縁 用 羊 毛	4,400 "
馬 車 包 装 原 料 等	4,000 "
売 掛 け 金	346,000 "
手 形 と 現 金	5,000 "
総 合 計	678,000 "

四年の地元粗製毛織物業者蜂起のさいに明瞭に示された。

興隆につれ剪毛工不足をきたしたシャイプラー家はドイツ各地から熟練剪毛工を募った。このため、モンシャウの人口は増大し、生活費が高騰したのにたいし、地元不熟練剪毛工の賃銀は従来のまま据置かれた。六〇年代に入り、地元剪毛工は、(1)剪毛工の三分の二が他国人であり、生活費が高騰するので、将来は地元民のみを雇傭すること、(2)一二時間労働での賃銀二〇アルプスを二アルプスに高めること、(3)上質毛織物業者組合を解散し、剪毛工の団結禁止協定を廃止すること、等をくり返し要求した。六二年八月、上質毛織物業者組合はこの要求を

述べている。「重要で基本的なことは理性ある者のうちの一人が独占すべきである。とくに数百の製造業者が誰一人真の理解に達しえなかったことを発見したばあいにはそうである。秘密の謎をわたしにのみ解き明かし給うた最高の神にわたしの愛する子供達は感謝しなければならぬ」と<sup>12)</sup>したがって、四二年の協定はシャイプラー家による上質毛織物生産の営業独占という基礎のうえで理解されるべきである。

協定の意図は六三年の地元剪毛工暴動と七

正式に拒否し、デュッセルドルフ政府に剪毛工の団結とストライキ禁止令を請願し、六三年三月に発布された。暴動は一月八日、マリア受胎の日にプロテスタント剪毛工が地元カトリック剪毛工の祭りに参加したのを契機に他国人剪毛工排斥という形で勃発した。六四年一月一日、J・H・シャイプラーは自費でデュッセルドルフから軍隊を招き、暴動を鎮圧した。この結果、剪毛工の団結は禁止され、地元剪毛工の賃銀は二二アルブスに高められたが、以後固定されることとされた。<sup>13</sup>

七四年には地元粗質毛織物業者の暴動が起った。モンシャウには四〇人の粗質毛織物業者がいたが、内部市場が狭隘なため、六九年には三分の二の織機が操業停止の状態に陥っている。生活費の高騰と事業不振により困窮した粗質毛織物業者は、同年五月デュッセルドルフ政府にシャイプラー家のリムブルグでの紡織下請けを禁止し、上質原料を地元民に配布するよう請願した。しかし、政府は上質毛織物業者組合の反対請願を入れ、これを却下した。その後五年間、両者のあいだで請願、反請願の闘争がつづけられたが、七四年に粗質毛織物の売行きが急激に悪化するに及び、一〇月二日、ついに暴動が勃発した。粗質毛織物業者はモンシャウから外部に通じる道を閉鎖し、中間親方を襲って羊毛手押車を押収した。政府はただちにこれを鎮圧し、首謀者を捕えて厳罰に処した。<sup>14</sup> 以上のように、上質毛織物業者組合の『自由な工場秩序』とは、自己の営業独占を保持するため、古い権力と結合して直接的生産者の上昇を阻止することを意味していた。七四年の暴動ののち、J・H・シャイプラーは選帝侯や教会に寄附贈物をなし、モンシャウ市長と公吏に俸給の割増金を出し、古い権力との結合をますます強めている。<sup>15</sup> したがって、M・バルクハウゼンが主張するように、これら二つの暴動にたいするシャイプラー家の闘争を、剪毛工と織布工のツンプト結成運動にたいする「営業の自由のための闘争」と評価することは誤っている。<sup>16</sup>

といわなければならぬ。

フランス侵入後、シャイプラー家は急速に衰退へと赴いた。『営業の自由』により、交通の便利なアーヘンの毛織物業が再興し、ナポレオン保護関税制度による海外市場の喪失、フランス軍への毛織物の強制供出、売掛け金の徴収不可能等の打撃が重ったのち、一九世紀の激しい景気変動の波にもまれ、その姿を次第に没していった。一八三一年には七三一鉢クムツの毛織物を生産しているにすぎない。<sup>7)</sup>

一八世紀ライン地方にあらたに形成された問屋制は中世都市ツフトとは異った外見をもっている。あたらしい問屋制は、以上考察したように、商人が小商品生産者を下降把握するか（「ライエン家のばあい」、または小商品生産者から上昇・転化するか（「シャイプラー家のばあい」、により形成されたが、ともにその前提は小商品生産者の成立なのである。したがって、中世都市のもつツフト規制の事実上の崩壊、農村工業の自由な展開をふまえて生成しており、そのため、中世都市ツフトの特徴であるいわゆる『対内経済と対外経済の二重性』はみられず、成員間の平等を保持するための諸規制を最初から欠除していた。また、ベルリン絹織物業のばあいのように、小商品生産者層の成立という基盤を欠除している所に『上から』創設、育成されるという形をとらず、いわば『下から』自生的に形成されてきたのである。とはいえ、これら三者の相違は外見的なものにとどまっておらず、これらがともに隔地間市場を蓄積基盤として、収益の主要源泉を流通過程での不等価交換に求めている点、また営業独占を自己の存立条件としている点、においてその本質は前期的商業資本なのであり、資本の歴史的性格になんら異なるところはないといえよう。あたらしい問屋制の存立条件そのものである古い権力と結合した営業独占を打破するものこそ、内部市場を蓄積基盤として、そこでの自由な商品生産の流通、すなわち営業の自由

を、自己の経済的利益とするマニファクチュアなのである。したがって、一八世紀ライン地方における事実上の営業の自由の担い手を問屋制に求める見解はその正鵠を失しているといわねばなるまい。

- (1) H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 328~329, S. 361. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 153, ders., Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 190.
- (2) H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 330~331. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 153~154, ders., Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 190~191.
- (3) この事件は裁判にもまじりまれ、商人に有利な判決が下された。ところが、ヘーリマヒ・ベントクでは、すでに一六五四年にヨーンヌス・トルンが中世都市内を除く全農村での自由な販売を許可し、この規定は一七〇五年、一九年の二度にわたって追認をみたつたかゝるものである (M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 154)。したがって、この事件は没落しつつあったライプツィヒ織物メーカンの苦悩を現わしている。
- (4) H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 332.
- (5) Ibid. S. 360. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 154.
- (6) H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 323, S. 359.
- (7) H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 332. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 154.
- (8) H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 338. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 154, S. 158.
- (9) M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 159.
- (10) H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 332~333.
- (11) M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 157.
- (12) H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 361.
- (13) H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 334~336. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 156, ders., Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 193.
- (14) H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 362~374. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 156~157, ders.,



Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 193~194.

(5) M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 157. ders., Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 194.

(6) M. Barkhausen, Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 193.

(7) H. C. Scheibler und K. Wilfrath, a. a. O. S. 393~397. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 160.

## む す び

一八世紀のライン地方は、（繊維工業を中心、考察した限りに、おいて）小商品生産者層の一般的成立と先進地帯であるヴッパー・タール、ニーダー・ラインにおけるマニユファクチュアの形成によって、『営業の自由』の前提条件を内的に醸成していた。したがって、一九世紀において、ライン・プロイセンがドイツの最先進地帯となりえたもつとも重要な理由をここに求めることができる。しかしまた、内部市場が狭隘であったために、マニユファクチュアは幼弱であり、他方においては、小商品生産者層の成立をふまえつつも、蓄積基盤を隔地間市場に移行させ、古い権力と結合して営業独占を自己の存立条件とするところのあたらしい問屋制を形成したのであった。ナポレオンによる『営業の自由』施行（ライン左岸では一八〇三年、右岸では一八〇九年）の意義は、中世都市におけるツンフト制度の残滓とともに、このあたらしい問屋制による営業独占を除去した点に認められるといえる。

いうまでもなく、農民解放と営業の自由はブルジョア革命のプログラムの重要な局面であり、その後のブルジョアの発展のための二つの礎柱なのである。ところで、ライン地方における営業の自由は、その条件が内的に醸成されつつあったとはいえ、下からのブルジョア革命によりかちとられたものではなく、フランス革命の所産を

ナ、ボ、レ、オ、ン、に、よ、り、『營、業、の、自、由』と、し、て、上、か、ら、与、え、ら、れ、た、も、の、で、あ、つ、た。この点において、一七世紀にブルジョア革命を完遂し、すでに産業革命のさなかにあつたイギリスと、フランス革命を経過したフランスにたいするライオン地方のブルジョアの発展のち遅れが示されている。

一八一四年にプロイセンに併合されたライオン地方は、その後の発展において、ドイツの最先進地帯を形成しつつも、一九世紀初頭に産業革命を完遂したイギリス資本主義の側圧のもとに、東エルベ社会構造を基底とするいわゆる『プロシヤ型』資本主義という規定に包摂されてゆくのであるが、この点については稿を改めて論じたい。